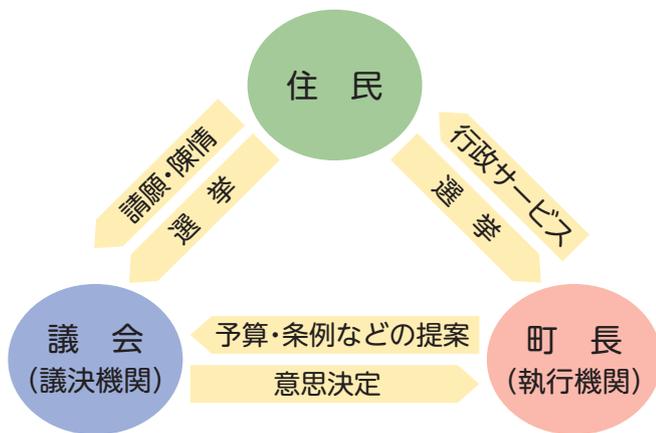


議会

問 議会事務局

▶川北町議会

町民生活に関係するさまざまな問題を話し合い、町の方針を決定する機関(議決機関)です。



▶議員

4年毎に選挙によって町民の中から選ばれます。(議員定数は10人)

▶会議

- 定例会…1年に4回(6月・9月・12月・3月)開催されます。
- 臨時会…必要に応じて開催されます。

▶傍聴

本会議の様子を傍聴することができます。傍聴を希望される方は、当日議場前にて受付をお願いします。(定員は30人)

▶広報

本会議の記録や一般質問は、川北町ホームページで公開しています。

議会広報紙は、年4回(5月・8月・11月・2月)発行しています。

▶広聴

議会を身近に感じてもらうことと、皆様の意見を議会に反映させる事を目的に、希望される団体と意見交換会を開催しています。

選挙について

問 総務課

私たちの代表者を決める大切な一票です。必ず投票に行きましょう。

▶投票所

投票所は、川北町内に6か所あります。投票時間は、午前7時から午後8時です。

有権者の方に入場券を郵送します。投票所へ行く際は忘れずにお持ちください。

▶期日前投票所

川北町役場2階会議室に期日前投票所を開きます。投票日に仕事や旅行などで投票できない有権者が、公示日または告示日の翌日から投票日の前日までの期間に投票できる制度です。

投票時間は、午前8時30分から午後8時です。郵送された入場券をお持ちください。

※裏面の宣誓書に必要事項が記入されていればスムーズに投票できます。

▶投票できる方

- 日本国民で年齢満18歳以上の方(2016年6月から)
- 3か月以上川北町に住所を有する方

▶不在者投票

投票日当日に、町外の場所に滞在していたり、都道府県が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院または入所して投票日に投票に行くことができないと見込まれる場合は、それぞれの滞在場所や入院または入所している場合において不在者投票をすることができます。

▶郵便投票

郵便により不在者投票のできる方(身体障害者等で郵便投票証明書をお持ちの方)は、投票用紙の請求をすることにより、郵便による投票ができます。

